



ギャンブル依存症とその支援の実状

ギャンブル等依存症に陥ってしまう人は、職業、年齢、性別に関係なく幅広く、ご自身で問題に気付くことが難しいと言われています。さらに、周囲にはギャンブルに気軽に参加できる機会が満ち溢れています。

国では、平成30年7月20日に「特定複合観光施設区域整備法（IR実施法）」が成立し、それに先立つ形で、7月6日に「ギャンブル等依存症対策基本法」が成立しています。

そこには、ギャンブル等依存症が、本人や家族の日常生活に支障を及ぼし、「多重債務、貧困、自殺、犯罪、虐待等の重大な社会問題を生じさせている」ことも明記されています。

この機会に、ギャンブル等依存症という病気や支援の実状についての正しい知識を得て、相談現場の支援に役立てていただきたいと思います。

<日 時> 令和元年 12 月 23 日(月)
18:30~20:30 (18:00 受付)



<講 師> 医療法人社団翠会八幡厚生病院
心身医学研究部長 め ら た か し 米良 貴嗣 先生



<対 象> 依存症の相談、治療、支援に関わる方及び関心のある支援者の方
(行政機関職員、医療関係者、教育関係者、司法関係者、民間支援団体 等)

<場 所> 北九州市総合保健福祉センター 2階講堂
(小倉北区馬借一丁目7-1)

*「北九州市総合保健福祉センター」の地下駐車場は「夜間・休日急患センター」利用者が使用するため、駐車場のご利用はご遠慮ください。

<受講料> 無 料 (*定員100名)

<申 込> 北九州市ホームページ「ネット窓口(電子申請)」で10/15(火)から受付を開始します。12/13(金)までにお申し込みください。(詳しくは裏面をご覧ください。)

お申込みは、『北九州市ホームページ』のネット窓口(電子申請)をご利用ください。

パソコン、スマートフォンでご利用いただけます。

(パソコンをご利用の方)

<https://www.shinsei.elg-front.jp/kitakyushu/uketsuke/dform.do?id=1568270995673>

(スマートフォンをご利用の方) 下記 QR コードを読み込んでください。



※ネット窓口(電子申請)がご利用いただけない方は、お電話でのお申込みも受け付けております。



《お願い》

☆お申込み後にキャンセルされる場合は、ご一報ください。

☆お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

